

6月1日 オープン 保塚センター

住区センター
社会教育館
図書館

区民の皆さんが、日中生活に役立つ情報の提供、教養文化の向上、健康体力の増進などが身近なところで行えるよう、各地区に施設を建てていきます。6月1日には保塚センターがオープンします。センター内には住区センター、社会教育館、図書館が設置されています。皆さんで利用ください。

1月3日 申込方法 利用日の3ヶ月前から住区センターの受付で申し込みます(電話による申し込みも可)

定員は、30~40名、講習会場は、30名程度の会合に利用できます。また、料理教室もできるものになっていきます。

●児童館
児童館、図書室、工作室、学童保育室があり、それぞれの用途に応じた設備が整っています。

●児童館
休館日 毎月3日(日曜日)の翌日(月曜日)(清掃日)
おひらき 毎月29日(月曜日) オセロがあるほか、ヘルスセンター

保塚センター

地域社会における住民生活の連帯と、人間性豊かな生活のふれあいの場、わがまちづくりの施設として建設され、幼児からお年寄りまでご利用できます。

また、この施設は、地域住民の組織による自主管理方式で運営されます。

●施設内容
●集会施設(会議室)
●老人館
●児童館
●社会教育館
●図書館



荒川河川敷に見どころがまたひとつ

区民大の憩いの場となつて荒川河川敷に、足立区民センターの建設が完了しました。この建設は、地域住民の組織による自主管理方式で運営されます。

これは、河川敷の緑地を有効に活用し、地盤沈下や土砂災害の防止、水質浄化などの目的で、荒川河川敷に、足立区民センターの建設が完了しました。この建設は、地域住民の組織による自主管理方式で運営されます。

室名	広さ	取容人員	利用内容
レクリエーションホール	131㎡	—	ジャズダンス、太極拳
第一会議室	53㎡	24人	学習会、二部屋同時利用しての会議、多人数の講演会に
第二会議室	70㎡	30人	—
教養室(和室)	21畳	20人	茶道、生花、着付など
託児室	26㎡	—	利用者管理で

施設名	午前		午後		夜間		全日	
	9:00-12:30	13:00-17:00	17:30-21:30	9:00-21:30	9:00-21:30	9:00-21:30	9:00-21:30	9:00-21:30
レクリエーションホール	2,100円	4,000円	6,300円	11,300円	—	—	—	—
第一会議室	1,200円	2,300円	3,500円	6,200円	—	—	—	—
第二会議室	1,200円	2,300円	3,500円	6,200円	—	—	—	—
教養室	1,200円	2,300円	3,500円	6,200円	—	—	—	—



▲ オープンに向けて整備が進む保塚センター

国民年金利用

お気軽にどうぞ
国民年金相談
国民年金に関する疑問や制度について、くわしく知りたいのために、国民年金相談員がいます。
当日は、足立区社会保険事務所から専門官が来所し、質問、相談等をお受けします。
日時 6月5日(水)午前10時~午後3時30分
場所は、足立区役所2階ホール問合せ先 適用係

国民年金加入者

おすみですか
現況届
国民年金に加入して保険料を納付している方は、毎年の5月に現況届を提出することになっています。現況届の提出がないと、6月支払分以後の年金が支給されませんので、未提出の方は至急届け出てください。

国民年金加入者

おすみですか
現況届
国民年金に加入して保険料を納付している方は、毎年の5月に現況届を提出することになっています。現況届の提出がないと、6月支払分以後の年金が支給されませんので、未提出の方は至急届け出てください。

交通安全

お子さんやお年寄り、見舞金を支給します
区では、区内に住所のある方(ただし、4歳以上中学生まで)、70歳以上のお年寄り、に限り、交通安全に努めた場合、見舞金として市費の支給を行います。交通安全に努めた場合、見舞金として市費の支給を行います。

交通安全

交通安全
交通安全
交通安全

交通安全

交通安全
交通安全
交通安全

交通事故に

あわれた方に
本人、死亡の場合は遺族の方、または14歳から中学生までは親権者となります。請求期間、事故にわたれた日から1年以内。
請求方法 10回以内の均等月賦償還
特別区(東京23区)では、区の見舞金として、交通安全に努めた場合、見舞金として市費の支給を行います。

交通事故に

あわれた方に
本人、死亡の場合は遺族の方、または14歳から中学生までは親権者となります。請求期間、事故にわたれた日から1年以内。
請求方法 10回以内の均等月賦償還
特別区(東京23区)では、区の見舞金として、交通安全に努めた場合、見舞金として市費の支給を行います。

交通事故に

あわれた方に
本人、死亡の場合は遺族の方、または14歳から中学生までは親権者となります。請求期間、事故にわたれた日から1年以内。
請求方法 10回以内の均等月賦償還
特別区(東京23区)では、区の見舞金として、交通安全に努めた場合、見舞金として市費の支給を行います。

町名	一部告示区域(番地)
入谷町	1-11, 20-30, 32-34, 47-70, 73-76, 78-84, 86, 87, 89-102, 129-162, 174-185, 238-243, 245, 249, 532-535, 539-564, 586, 587, 600-613, 615-624, 627-643, 654-680, 682-710, 712-719, 721-727, 736-755, 757-777, 779, 786, 787, 789, 790, 793-799, 811, 812, 814-837, 839-847, 850-853, 857-861
古千谷三丁目	13
舎人一丁目	6-8
舎人町	155-157, 212-216, 218-225, 3538-3540, 3553-3557, 3561, 3562, 3565-3569, 3573-3575, 3577-3580, 3591, 3592, 3643, 3646, 3648-3680

水洗化が可能になりました

このたび、次の地域の水洗化が可能になりました。この地域にお住の方は、3年以内に水洗化を完了してください。水洗化可能地域 左表のとおり
供給開始年月日 昭和60年4月3日
問合せ先 下水道小管事務所(048-889-2222) または区役所下水道課(048-616-1)

私道防犯灯設置に 助成金が出ます

要綱改正により、道路設置計画のある町会・組合が、防犯灯の設置に際しては、早急に申請し、設置工事費の8割相当の助成金が出ます。問合せ先 第1庁舎(区役所) 照関係

